

主権者教育・政治教育・法教育の指導方針

岐阜県立関高等学校

- 1 学校長を中心に事業計画を立て、岐阜県教育委員会高校教育課の指導の下、LHRや探究活動、地歴公民科の授業等を活用して実施する。
- 2 指導にあたっては、「指導上の政治的中立の確保等に関する留意点」(総務省・文部科学省発行)に準拠した指導を行う。
- 3 外部との連携にあたっては、探究活動の主要連携機関である自治体の協力を得ながら進めていく。
- 4 セミナー等で政治家や政党関係者を招く際は、議会事務局を通じて複数党派に依頼するなど、中立性や多様性に配慮する。